

食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響 評価について

令和8年5月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において定められている。今般、以下の農薬等の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている（既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬等（※1及び※2）を除く。）。

1. カスガマイシン（農薬）※1
2. テトラニリプロール（農薬）※1
3. トリホリン（農薬）※1
4. ピメトロジン（農薬）
5. プロスルホカルブ（農薬）※2
6. プロパモカルブ（農薬）※2
7. カルバリル（農薬及び動物用医薬品）※1

※1 既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

※2 農林水産大臣からの再評価に係る要請に基づき食品健康影響評価が通知されたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

カスガマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年3月28日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年3月13日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会(以下「農薬・動物用医薬品部会」という。)で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カスガマイシン(Kasugamycin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノグリコシド系の殺菌剤である。リボソームの30Sサブユニットに結合し、タンパク質の生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、キウイフルーツ等 今回、なばな類、かんきつへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: おうとう、仁果類等 カナダ: なす、りんご等 ニュージーランド: キウイー EU、豪州: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成24年 8月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 3月24日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 2年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年10月27日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.094 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 設定の必要なし</div>

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0.8	0.7
幼小児(1~6歳)	1.7	1.4
妊婦	0.6	0.6
高齢者(65歳以上)	1.0	0.8

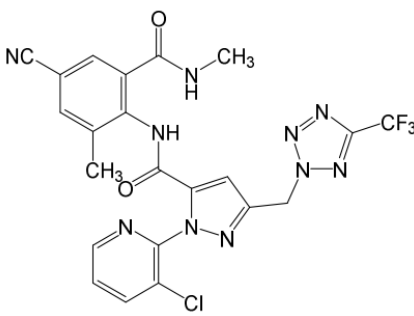
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARfDは設定の必要なしとされている。

テトラニプロール

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年1月5日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和7年2月18日に通知された、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う「**畜産物**」を含む基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年3月13日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テトラニプロール(Tetraniliprole)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	筋小胞体のリアノジン受容体に作用し、カルシウムイオン放出による異常な筋収縮を引き起こすことで殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、なす等 今回、ばれいしょ、かんしょ等の適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 2 mg/kg 体重/日 (2022) ARfD = 設定の必要なし (2022)
	国際基準	米、キャベツ等
	諸外国	米国: 大豆、畜産物等 カナダ: しょうが、じゃがいも等 豪州: キャベツ、マンゴー等 ニュージーランド: 仁果類及び核果類 EU: 基準なし インポートトレランス申請: その他のなす科野菜(韓国)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成29年 9月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 9月 4日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 3年 6月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	

	令和 3年 9月 7日 食品健康影響評価結果 受理
	ADI = 0.88 mg/kg 体重/日
	ARfD = 設定の必要なし

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	1.3	1.1
幼小児(1~6歳)	1.9	1.6
妊婦	1.1	1.0
高齢者(65歳以上)	1.5	1.4

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARfDは設定の必要なしとされている。

トリホリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年4月30日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年3月13日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリホリン (Triforine)	
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CCl}_3-\text{CH}-\text{NH}-\text{CHO} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{C}_6\text{H}_{10} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{CCl}_3-\text{CH}-\text{NH}-\text{CHO} \end{array} $	
用途	殺菌剤	
作用機構	ピペラジン系の殺菌剤である。菌の原形質膜の成分であるエルゴステロールの生合成においてステロール前駆体のC14位脱メチル化を阻害して抗菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ねぎ、ピーマン等 今回、いちごへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 (2014) ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (2014)
	国際基準	ブルーベリー、トマト等
	諸外国	米国: ブルーベリー、トマト EU: セロリ、いちご等 豪州: 核果類及び仁果類 ニュージーランド: セロリ、トマト等 カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成24年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 1月17日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成30年 4月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 5月22日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ADI = 0.023 mg/kg 体重/日 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ARfD = 1.5 mg/kg 体重 </div>

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	5.1	
幼小児(1~6歳)	8.6	
妊婦	3.5	
高齢者(65歳以上)	6.3	

※ 基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI 試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 2	0 ~ 1
幼小児(1~6歳)	0 ~ 6	0 ~ 1

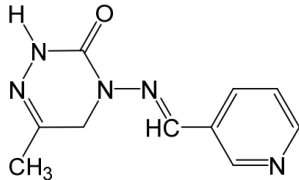
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

ピメトロジン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年1月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和8年3月17日に通知された、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピメトロジン (Pymetrozine)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピリジンアゾメチン系殺虫剤である。半翅目昆虫の吸汁行動を抑止することで摂食を抑止し、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: きゅうり、なし等 今回、てんさい、結球あぶらな科葉菜類等の適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 (2014) ARfD = 0.1 mg/kg 体重 (2014)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: アスパラガス、ホップ等 カナダ: しょうが、じゃがいも等 EU: きゅうり、オレンジ等 豪州: セロリ、未成熟さやえんどう等 ニュージーランド: レタス、トマト等 インポートトレランス申請: みかん(温州マンダリン)(韓国)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成20年 3月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 9月 9日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和元年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 6月16日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.013 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.1 mg/kg 体重</div>

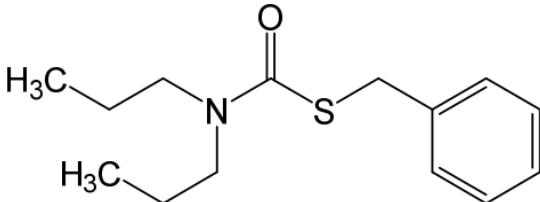
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロスルホカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年2月3日に通知された、農林水産省からの「農薬取締法に基づく再評価」に伴う結果の連絡を受理。
- ・令和8年3月13日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロスルホカルブ (Prosulfocarb)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	チオカルバメート系の除草剤である。主に脂質生合成系(超長鎖脂肪酸生合成系)を阻害することにより、生体膜変性を誘起し、細胞分裂に影響を与えて植物を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:小麦、大麦等	
	使用方法:全面土壌散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	EU:にんじん、セロリ等 ニュージーランド:ばれいしょ 米国、カナダ、豪州:基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年 8月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 4月16日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成23年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 5月10日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】 令和 5年10月25日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 6年10月23日 食品健康影響評価結果 受理</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.005 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.1 mg/kg 体重</div>		

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	2.2	
幼小児(1~6歳)	4.6	
妊婦	1.9	
高齢者(65歳以上)	2.3	

※ 基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI 試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 4	
幼小児(1~6歳)	0 ~ 5	

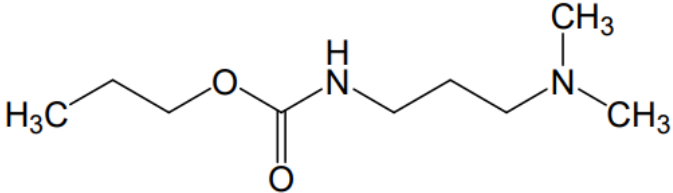
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

プロパモカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年12月26日に通知された、農林水産省からの「農薬取締法に基づく再評価」に伴う結果の連絡を受理。
- ・令和8年1月20日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロパモカルブ (Propamocarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	プロピルカルバマート骨格を有する殺菌剤である。病原菌の菌糸細胞膜に作用し、細胞内容物の漏出を引き起こすことで効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、たまねぎ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.4 mg/kg 体重/日 (2005) ARfD = 2 mg/kg 体重 (2005)
	国際基準	ばれいしょ、キャベツ等
	諸外国	米国: ばれいしょ、うり科野菜等 カナダ: トマト、ほうれんそう等 EU: レタス、ほうれんそう等 豪州: ばれいしょ、レタス等 ニュージーランド: ばれいしょ
食品安全委員会での評価等	【1】 平成17年10月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 7月 9日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成25年11月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 1月20日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 令和 6年 2月 7日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 7年 1月22日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.12 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.2 mg/kg 体重</div> (プロパモカルブ塩酸塩として)

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	1.6	
幼小児(1~6歳)	2.5	
妊婦	1.2	
高齢者(65歳以上)	1.8	

※ 基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI 試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 60	
幼小児(1~6歳)	0 ~ 80	

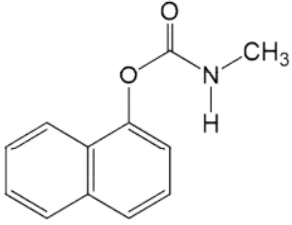
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

カルバリル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月3日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和8年3月13日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルバリル (Carbaryl)	
構造式		
用途	殺虫剤(農薬・動物用医薬品)、植物成長調整剤(農薬)	
作用機構	カルバメート系殺虫剤である。神経系のアセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することで殺虫効果を発現する。また、維管束の中にたまって栄養分の移動を妨げることにより、りんごの摘果を目的とし植物成長調整作用を有すると考えられている。	
日本における登録状況等	【農薬】 農薬登録がなされていない。 【動物用医薬品】 承認されている。 牛及び鳥の外部寄生虫駆除、牛・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の駆除等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.008 mg/kg 体重/日 (2001) ARfD = 0.2 mg/kg 体重 (2001)
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	小麦、かんきつ等
	諸外国	米国: ほうれんそう、いちご等 カナダ: にんじん、かぶ等 EU: 大麦、とうもろこし等 豪州: アボカド、マンゴー等 ニューージーランド: キャベツ、トマト等 インポートトレランス申請: ごまの種子(パラグアイ)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成24年 9月14日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 9月 4日 食品健康影響評価結果 受理	

		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.0073 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.01 mg/kg 体重</div>
--	--	---

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	27.7	25.0
幼小児(1~6歳)	68.5	48.4
妊婦	25.3	17.8
高齢者(65歳以上)	28.7	28.6

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 100	0 ~ 100
幼小児(1~6歳)	0 ~ 100	0 ~ 80

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

○評価依頼が2回目以降の品目に関する追加データリスト

【カスガマイシン】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【テトラニリプロール】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【トリホリン】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【ピメロジン】

- ・皮膚感作性試験
- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験
- ・家畜残留試験
- ・家畜代謝試験

【プロスルホカルブ】

- ・暴露評価結果

【プロパモカルブ】

- ・暴露評価結果

【カルバリル】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験